

農業委員会について

平成 2 5 年 5 月

農林水産省

農業委員会の組織

- ・ 農業委員会法に基づく市町村の**独立行政委員会**
- ・ 全国1,743市町村のうち、1,699市町村で**1,713の農業委員会が設置**
- ・ 委員数は平均21人(農業者から選出されるため、非常勤。報酬は平均3万円/月)
- ・ 市町村に事務局を設置(職員は平均5人)
- ・ 県段階に県農業会議、全国段階に全国農業会議所がある。

農業委員会の業務

- ・ 平成21年の農地法改正により、**農業委員会の役割は大きく変化**

(従来)

個別の申請等を前提とする 受け身の業務

- ・ 農地の権利移動の許可
- ・ 県知事の農地転用許可
に関する意見具申



(平成21年改正後)

地域全体としての農地利用集積・遊休農地の解消に積極的に関与する能動的な業務を追加

- ・ 地域の**農地利用状況の調査** [毎年1回調査]
- ・ **遊休農地の所有者に対する指導・勧告等** [38万件指導(平成24年10月)]
- ・ 地域の農業者の徹底した話し合いによる**人・農地プラン**(地域の中心経営体を明確にし、そこに農地を集積していくプラン)の**作成にも積極的に関与**

※ なお、農業委員会の業務や審議過程を透明化するため、**ほぼ全ての農業委員会で以下の取組を実施**

- ① 総会等の審議過程を詳細に記録した議事録を作成・公開
- ② 許可のポイントや申請に必要な書類、記載マニュアル等を作成・公開
- ③ 農業委員会活動の目標とその達成状況を作成・公開

人・農地プラン

1 地域が抱える「人と農地の問題」を解決するため、地域における農業者の徹底した話し合いによって、

① 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか

② 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか

③ 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

を明確にした「人・農地プラン」の作成(作成主体は市町村)を推進しているところ

2 24年度から2年間の予定で「人と農地の問題」を抱えるすべての市町村・地域で作成すべく取り組んでおり、

25年3月末現在 7,543地域 (作成予定地域17,481地域の43%)
で人・農地プラン作成済

3 「人・農地プラン」は、一旦決めた後も、定期的に、随時に話し合いを行って、見直しを行い、より良いものとしていくことが必要であり、未作成の市町村・地域には作成を、作成した市町村・地域には見直しを指導しているところ

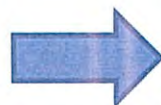
4 「人・農地プラン」は、農業政策の基礎であり、市町村を中心に、農業委員会等の協力の下に推進しているところ

農地基本台帳

- 農業委員会は、
 - ① 農地の権利移動の許可等法令業務の執行に要する基礎資料として
 - ② 遊休農地の発生防止・解消等の構造政策の推進に活用するため農地基本台帳を整備

農地基本台帳

- ・ 所有者・借受者の氏名、住所
- ・ 農地の所在、地番地目、地積
- ・ 地域区分(農振農用地等)
- ・ 賃貸借等の設定状況
(権利の種類、期間、賃借料等)
- ・ 遊休農地の措置状況
(利用状況、指導履歴等)
- ・ 納税猶予の適用状況
(すべての農業委員会で整備済み)



「電算処理システム」の導入

(9割の農業委員会で導入済み)



「農地地図情報システム」の導入

- ・ 地番図
- ・ 航空写真
(4割の農業委員会で導入済み)

「農地地図情報システム」まで整備すると、情報を地図化して見ることが可能になる

農地基本台帳の整備に関する予算 (平成25年度)

- ・ 農業委員会交付金 47億円の一部
- ・ 農地制度実施円滑化事業費補助金 20億円の一部

- (事例1) 耕作者別の経営農地の色分け
- (事例2) 経営者の年齢別の農地の色分け
- (事例3) 利用権設定の終期ごとの色分け

(事例1) 耕作者別の経営農地の色分け

S=1:2500

経営者別農地分布図面

見本



黄・・・耕作者A
 緑・・・耕作者B
 青・・・耕作者C
 をそれぞれ表す

耕作状況
 阿部 武夫
 安井 智彦
 安藤 弘毅

〇〇市役所

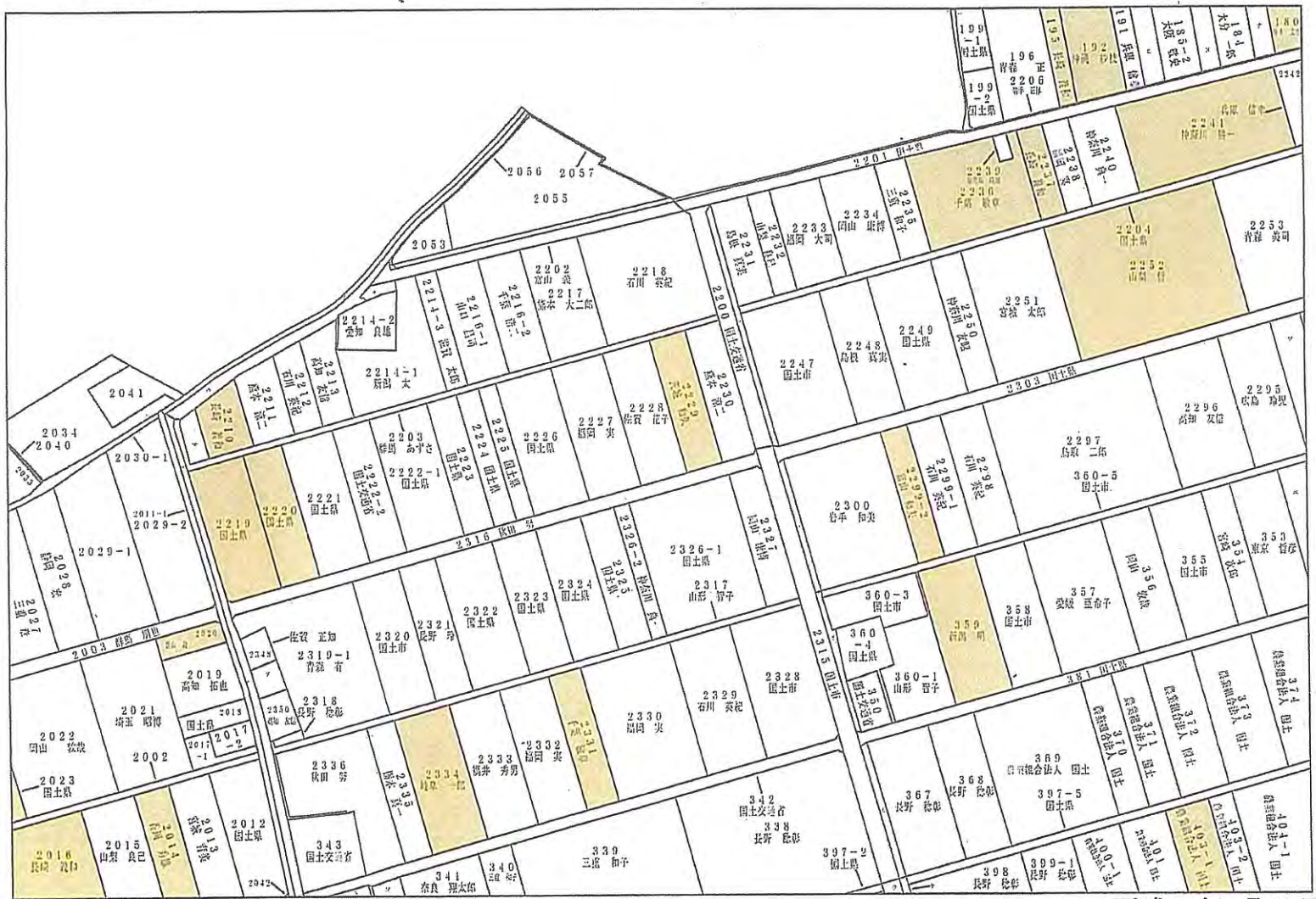
平成25年4月22日

(事例2) 経営者の年齢別の農地の色分け

S=1:2500

経営者年齢別色分け図面

見本



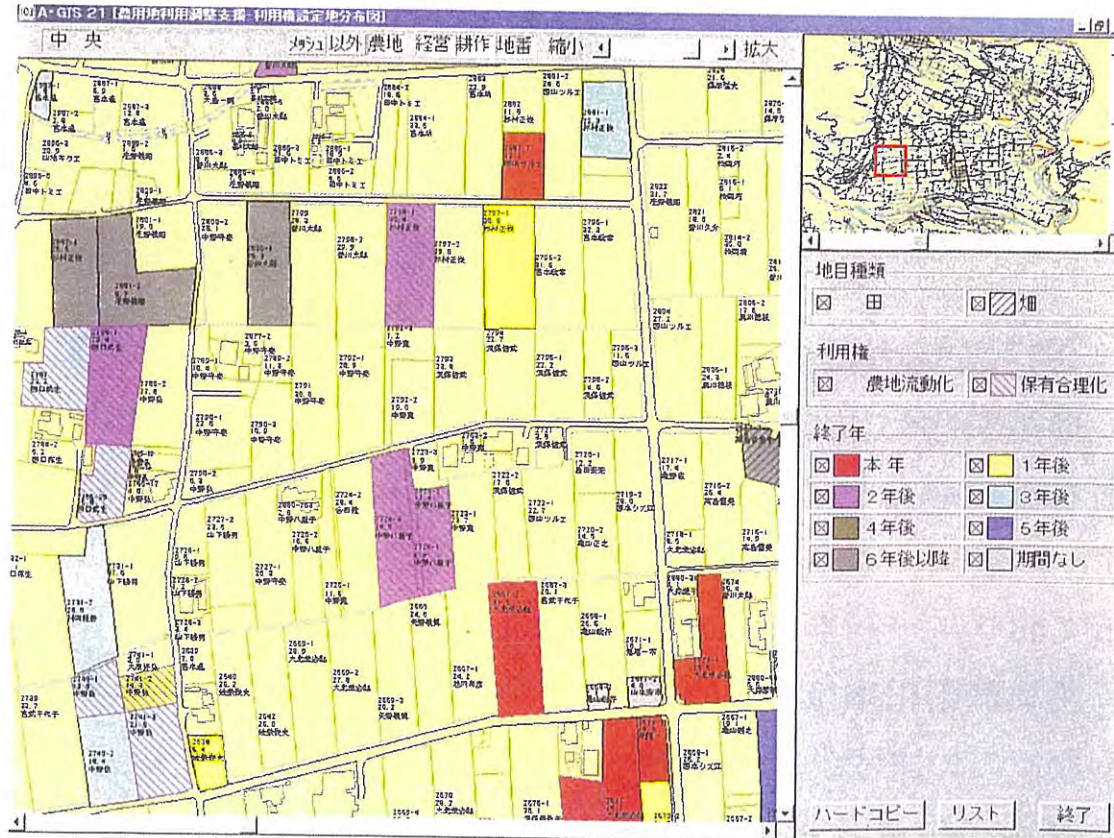
色つきの筆は
経営者の年齢
が75歳以上で
あることを表す

経営者年齢
■ 75歳以上

○市役所

平成25年4月22日

(事例3) 利用権設定の終期



利用権設定の終期
赤色.....**当年**
黄色.....**1年後**
紫色.....**2年後**
水色.....**3年後**
緑色.....**4年後**
青色.....**5年後**
灰色.....**6年後以降**
をそれぞれ表す。

6 担い手への農地集積／耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化

目標

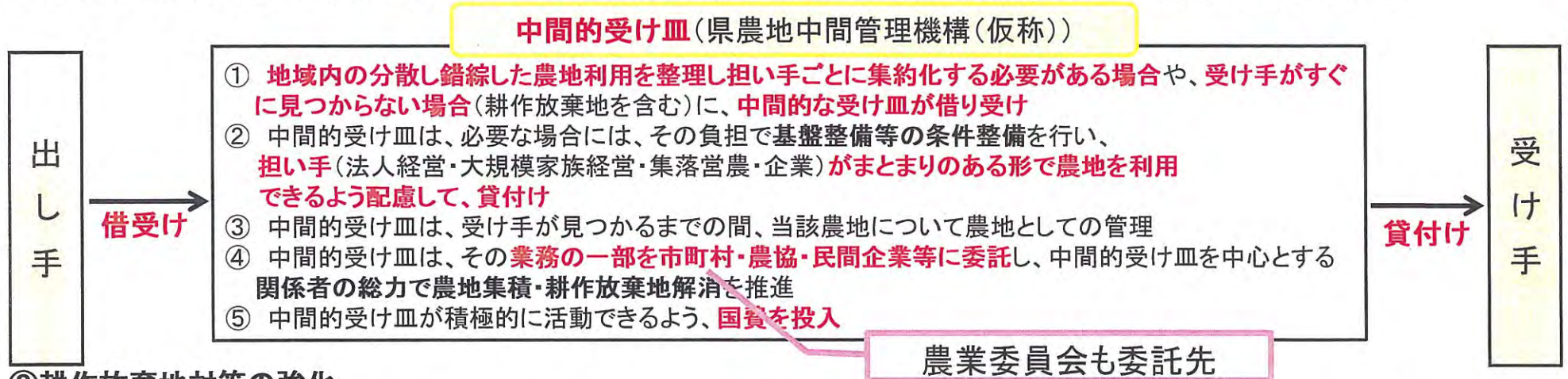
- 担い手への農地集積や耕作放棄地の解消を加速化し、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の多様な担い手による農地のフル活用を目指す。
 - その手段として、確実に農地の借受け・貸付けの中間的受け皿となる公的組織を整備・活用。
- ⇒農地集積及び耕作放棄地の解消に関する数値目標を設定する。

政策の展開方向

1. 農地集積、耕作放棄地解消に係る数値目標を設定。

2. 1を実現する政策手法

①農地の中間的受け皿(県農地中間管理機構(仮称))の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進)



②耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、中間的受け皿に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、**手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。**
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、**公告を行い、都道府県知事の裁定により中間的受け皿に利用権を設定。**

供給サイドの構造改革

【現状等】

- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

目標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

スキーム

県農地中間管理機構(仮称)(農地の中間的受け皿) (いわば「農地集積バンク」)

- ① 機構が地域内の所有者から借受け等
- ② **地域内農地の相当部分の利用権を持つ(準公有状態)**
- ③ 圃場の大区画化等の**基盤整備**を機構の負担で行う
- ④ 担い手の**規模拡大**、担い手ごとの**農地の集約化**に配慮して**貸付け(利用権の再配分)**(何回か再配分を繰り返す)
- ⑤ **市町村、民間企業(信託銀行を含む)等に業務委託**
- ⑥ 十分な**国費投入**(参考:21年補正(政権交代で未実施)の農地対策は3千億円)

出し手

貸付け・
信託等

出し手のメリット

- 公的な機構なので安心して貸せる
- 所有者負担なしに基盤整備ができる

受け手

農業法人・大規模
家族経営・企業・
新規就農者など

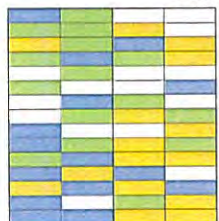
貸付け

受け手のメリット

- 規模拡大ができる
- 集約化した農地が借りられる
- 企業や新規就農者も利用しやすい農地が借りられる

農地の集約(イメージ)

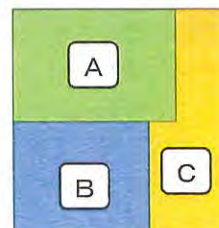
地域内の分散・錯綜した農地利用
<1枚の圃場 30a区画>



- | | | |
|---|--------------------------|------|
| 緑 | A 農業法人 | 20ha |
| 青 | B 大規模家族経営 | 20ha |
| 黄 | C 企業 | 20ha |
| 白 | D その他の小規模家族経営
(20経営体) | 20ha |



担い手ごとに集約化した農地利用
<1枚の圃場 1ha区画>



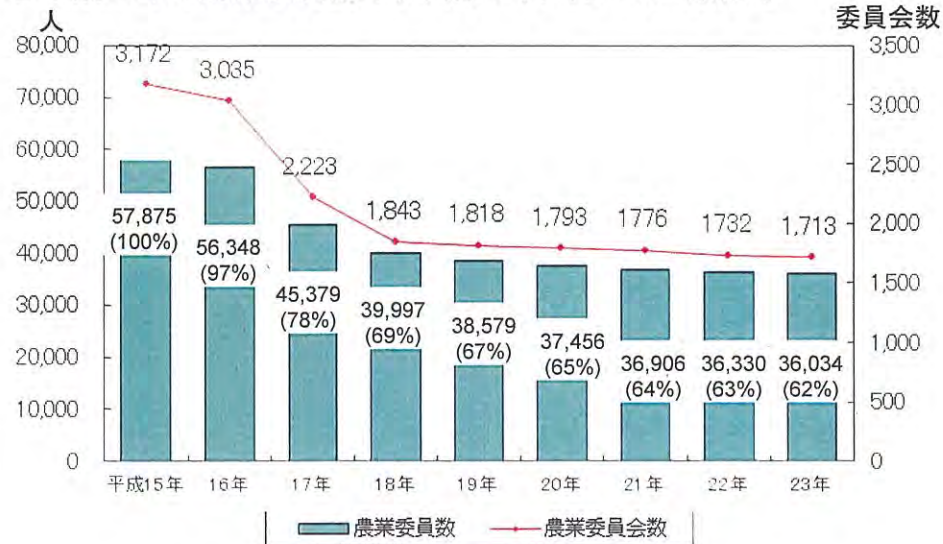
- | | |
|-----------|--------------|
| A 農業法人 | 30ha (+10ha) |
| B 大規模家族経営 | 25ha (+5ha) |
| C 企業 | 25ha (+5ha) |

農地の集積・集約化でコスト削減

農業委員会に関する基礎的データ①

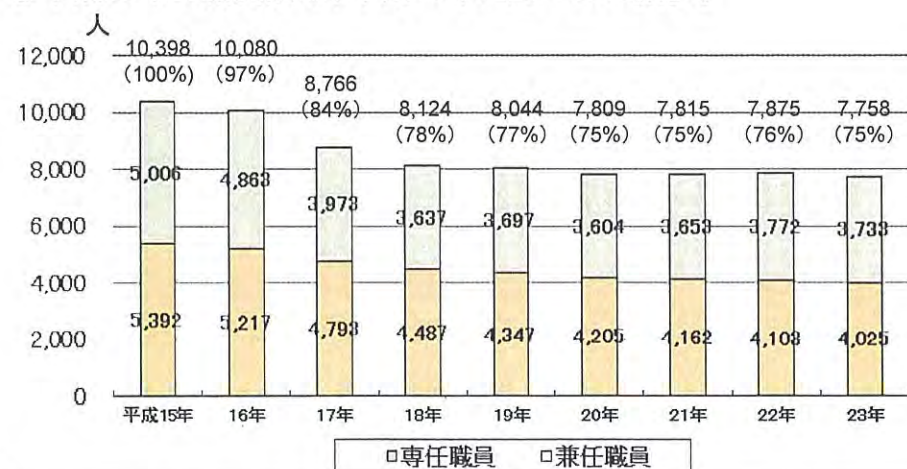
農業委員会数及び農業委員数の推移（各年10月1日現在）

- 平成23年の農業委員会数は、平成15年に比べ46%減少。
- 平成23年の農業委員数は、平成15年に比べ38%減少。



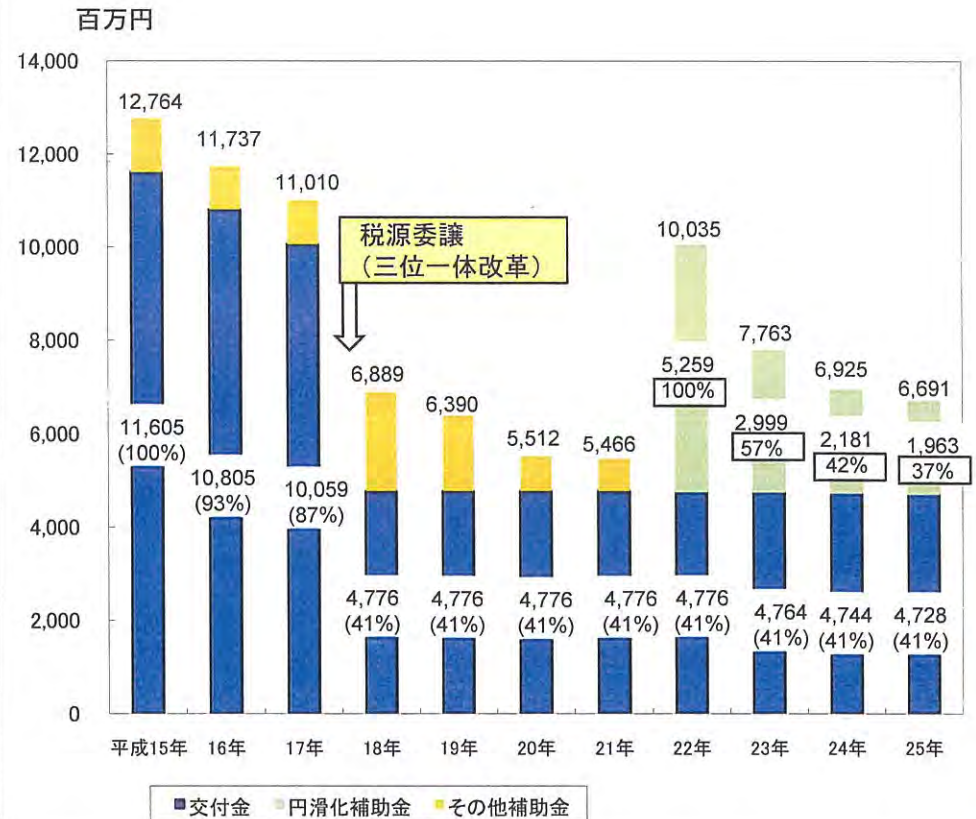
農業委員会職員数の推移（各年10月1日現在）

- 平成23年の職員数は、平成15年に比べ25%減少。



農業委員会に対する予算額の推移（各年度当初予算額）

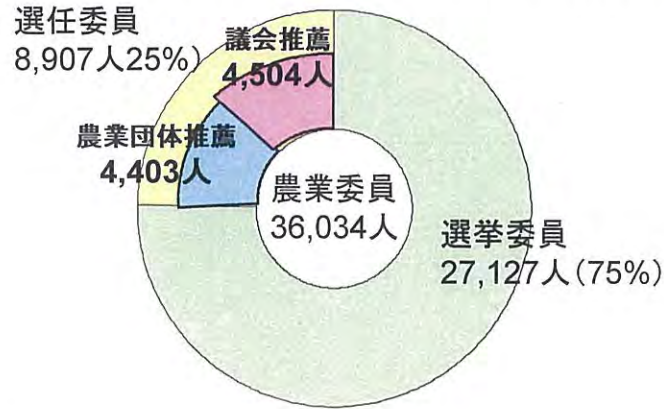
- 農業委員会に対する予算総額は近年減少傾向。
- 昭和60年から定額化・交付金化された農業委員会交付金は、平成18年度には三位一体改革により、人件費相当額のうち46億円を税源委譲。
- 平成25年度の交付金予算額は、平成15年に比べ59%減少。
- 平成22年度から、平成21年改正農地法に伴う業務増に対し農地制度実施円滑化事業費補助金が措置されている。



農業委員会に関する基礎的データ②

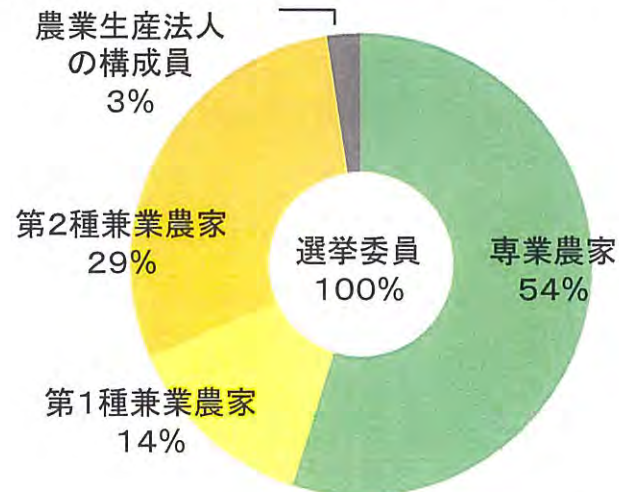
選挙・選任別農業委員数（平成23年10月1日現在）

- 農業委員のうち4分の3が選挙委員。
- 1委員会当たり農業委員数は21人（選挙委員16人、選任委員5人）。



専兼別選挙委員割合（平成23年10月1日現在）

- 選挙委員の約7割は、主として農業を行っている専業農家と第1種兼業農家で占められている。



女性農業委員数と全農業委員数に占める女性農業委員の割合の推移（各年10月1日現在）

- 平成23年の女性農業委員数は、平成14年に比べ8.4%減少。
- 平成23年の全農業委員数に占める女性農業委員数の割合は、平成14年に比べ1.8ポイント増加。

